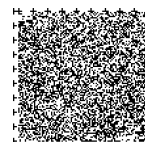


せいかちょうだい きしょうがいふくしけいかく
精華町第6期障害福祉計画

せいかちょうだい きしょうがいじふくしけいかく
精華町第2期障害児福祉計画

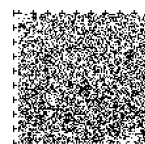
れいわ ねん がつ
令和3(2021)年3月

きょうとふせいかちょう
京都府精華町

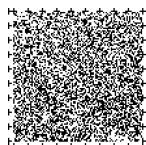


目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	法的根拠と計画の位置付け	2
3	SDGsとの関連	3
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	6
(1)	精華町地域障害者自立支援協議会の開催	6
(2)	住民意見の聴取	6
第2章	精華町の障害者を取り巻く状況	8
1	総人口の推移	8
2	障害者・障害児の状況	9
(1)	障害者手帳所持者の状況	9
(2)	身体障害者手帳所持者の状況	10
(3)	療育手帳所持者の状況	12
(4)	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	13
(5)	自立支援医療（精神通院）受給者の状況	14
(6)	障害支援区分認定者の状況	15
3	アンケート結果から見える意向	16
第3章	障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定	20
1	障害福祉計画にかかる基本方針	20
2	障害福祉計画の成果指標	21
(1)	福祉施設入所者の地域生活への移行	21
(2)	地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	22
(3)	福祉施設（事業所）から一般就労への移行	23
(4)	就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率	25
(5)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
(6)	相談支援体制の充実・強化等	27
(7)	障害福祉サービス等の質の向上	28



3	障害福祉サービス等の見込み量	29
(1)	訪問系サービス	30
(2)	日中活動系サービス	33
(3)	居住系サービス	40
(4)	相談支援	43
4	地域生活支援事業の見込み量	45
(1)	必須事業	46
(2)	任意事業	55
第4章	障害児福祉計画での数値目標と見込み量の設定	57
1	障害児福祉計画にかかる基本方針	57
2	障害児福祉計画の成果指標	58
(1)	障害児支援の提供体制の整備等	58
3	障害児福祉サービス等の見込み量及び確保方策	60
(1)	児童発達支援	60
(2)	医療型児童発達支援	61
(3)	放課後等デイサービス	62
(4)	保育所等訪問支援	63
(5)	居宅訪問型児童発達支援	64
(6)	障害児相談支援	65
(7)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	66
4	子ども・子育て支援等の利用ニーズ	67
第5章	計画の推進に向けて	69
1	進行管理体制の確立	69
2	計画の点検・評価	69
3	京都府・近隣市町村等との広域連携	69



第1章 計画の基本的な考え方

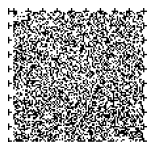
1 計画策定の背景と趣旨

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」とする。)が施行されるとともに、平成30年には自立生活援助や就労定着支援並びに居宅訪問型児童発達支援といった新たなサービスの創設等を盛り込んだ「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」とする。)及び児童福祉法の改正が行われました。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障害者雇用促進法」とする。)が改正され、精神障害者が障害者雇用義務の対象に盛り込まれる等、障害者施策の充実が図られてきました。また同年に「第4次障害者基本計画」が策定され、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援及び障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援が図られるとともに、「命の大切さ」等に関する理解の促進や、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進が掲げられています。

本町においては、平成24年度に令和4年度までを計画期間とする「精華町第5次総合計画」を策定し、10年間のまちづくりの将来像として「人を育み未来をひらく学研都市精華町」を掲げるとともに、障害福祉に関連するまちづくりの基本理念として「人を大切にすまちづくり」及び「交流と連携による幸福感あふれるまちづくり」を掲げ、障害福祉施策を進めています。

また、本町におけるこれまでの障害福祉に関する取組や地域性を踏まえつつ、平成30年度から3年間の目標を定めた「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスに関する数値目標を定め、計画的なサービス提供を進めてきました。

「精華町第5期障害福祉計画・精華町第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度末をもって終了することから、計画の見直しを行い、新たな障害福祉サービスに関する数値目標を設定するものです。

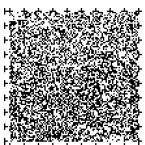
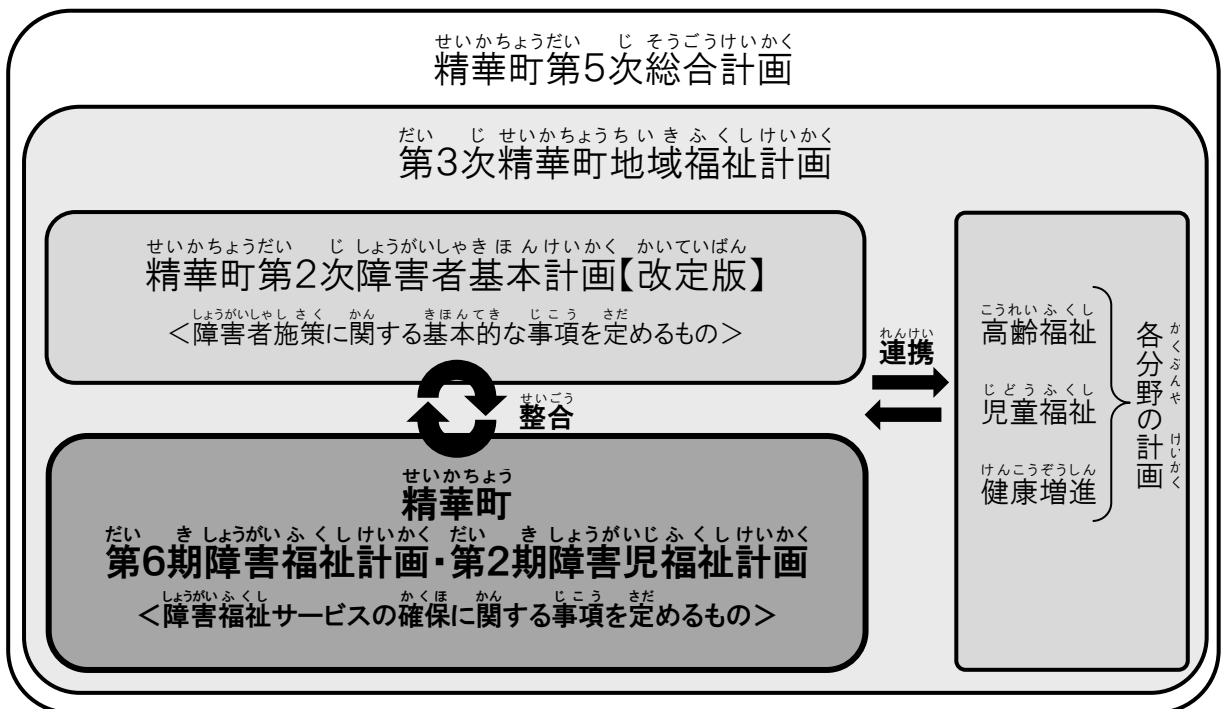


2 法的根拠と計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を策定するものです。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、そのうちの自立生活への支援としての障害福祉サービス等の見込み量と必要なサービスを確保するための方策を定めるものです。

また、障害のある人の支援については、様々な分野の取組を総合的かつ一体的に進める必要があることから、本町の上位計画である「精華町第5次総合計画」や「第3次精華町地域福祉計画」、「精華町第9次高齢者保健福祉計画、精華町第8期介護保険事業計画」、「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図ります。



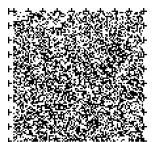
3 SDGsとの関連

国際連合が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、令和12(2030)年までに達成すべき17の目標と169のターゲットが提示されています。こうした「持続可能性」や「多様性、包摂性」といった視点は地方自治体においても必要不可欠なものとなっています。





■ 持続可能な開発目標(SDGs)における17の目標



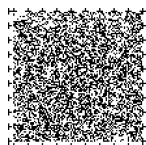
(国際連合広報センターホームページより)



ほんけいかく かんれん もくひょう
本計画と関連する 17 の目標と 169 のターゲットは以下の項目になります。

17 の目標	ターゲット	内 容
	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	4.2	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供等、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異性の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

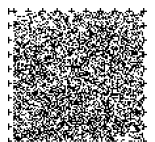
(内容の文章は原文を引用しています。)



4 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精華町 障害福祉計画	第5期 平成30年度～令和2年度 【3年】			第6期 令和3年度～令和5年度 【3年】		
精華町 障害児福祉計画	第1期 平成30年度～令和2年度 【3年】			第2期 令和3年度～令和5年度 【3年】		



5 計画の策定体制

(1) 精華町地域障害者自立支援協議会の開催

精華町地域障害者自立支援協議会(全体会及び各部会)は、計画の進行管理組織として位置付けられ、住民参加部会、権利擁護部会、発達支援部会の各部会から、地域や当事者の現状に対して、より具体的な課題把握・協議・検討を進め、計画策定に反映しました。

(2) 住民意見の聴取

計画策定において、住民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、障害者アンケート、障害児アンケート、事業所アンケートを実施するとともに、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

① 障害者アンケート、障害児アンケートの実施

調査の方法

① 調査対象地域

精華町全域

② 調査対象者

【障害者】

以下の条件に該当する町民1,000人を無作為抽出

○ 障害者手帳(身体・療育・精神)のいずれかをお持ちの方

○ 令和2年8月1日時点で18歳以上の方

【障害児】

以下の条件に該当する町民150人を無作為抽出

○ 障害者手帳(身体・療育・精神)のいずれかをお持ちの方、

若しくは障害福祉サービスを利用されている方

○ 令和2年8月1日時点で18歳未満の方

③ 調査期間

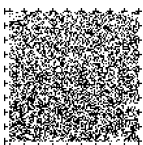
令和2年9月14日～令和2年9月30日

④ 調査方法

調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

配布・回収数

	配布数	回収数	回収率
障害者アンケート	1,000件	591件	59.1%
障害児アンケート	150件	80件	53.3%

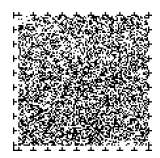


②事業所アンケートの実施

- 目的 やましろみなみけんいきおよ じゅうへんち いき じぎょうしょ たいよう げんじょう こんご
山城南圏域及び周辺地域の事業所を対象として、その現状や今後
の事業の展望等を把握することを目的とする。
- 対象 せいからちょう りようしゃ おも じぎょうしょ しょおよ ほうじん
精華町の利用者がいる主な事業所25か所及び3法人。
- 方法 ちようさひようし ゆうそう かいとうず ようし ゆうそう へんそう
アンケート調査票用紙を郵送し、回答済み用紙を郵送で返送。
また、アンケート調査票のデータをメールで送信し、一部の事業所か
らは回答済みデータをメールで返送いただく形で回収しました。
- 回答数 かいとうすう じぎょうしょおよ ほうじん けい しょ
12事業所及び2法人の計14か所。

③計画への意見募集(パブリックコメント)の実施

- 目的 ひろ ちようみん いけん ちようしゆ けいかく ほんえい いけんほしゆう
広く町民から意見を聴取し、計画に反映させるために、意見募集(パ
ブリックコメント)を実施。
- 募集期間 ほしゆうきかん れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
令和3年1月21日～令和3年2月19日



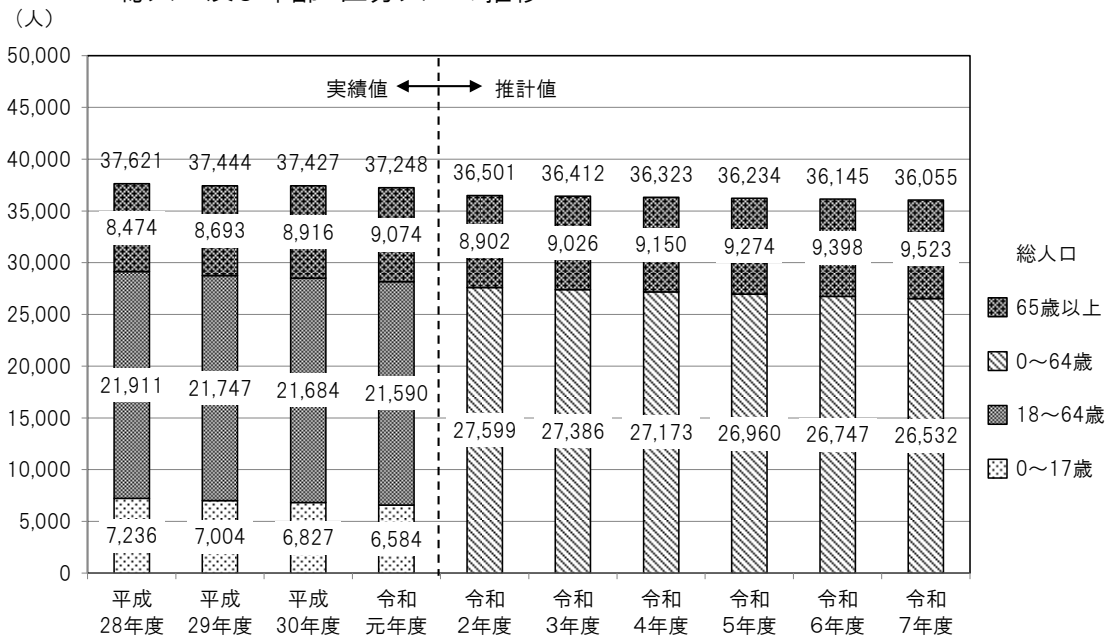
第2章 精華町の障害者を取り巻く状況

1 総人口の推移

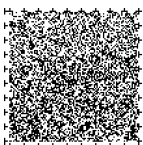
精華町の住民基本台帳等による総人口は、平成28年度以降減少しており、令和元年度では37,248人となっており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』における精華町の令和7年度推計人口は36,055人と予測されています。

また、年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口が増加しており、平成28年度には22.5%であった高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、令和元年度には24.4%となっており、令和7年度推計では26.4%になると予測されています。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



※資料：実績値は、住民基本台帳及び外国人登録各年度3月末現在推計値は、令和2年度、令和7年度については『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』(国立社会保障・人口問題研究所)、令和3年度~6年度については令和2年度と令和7年度の値を案分して見込みました。



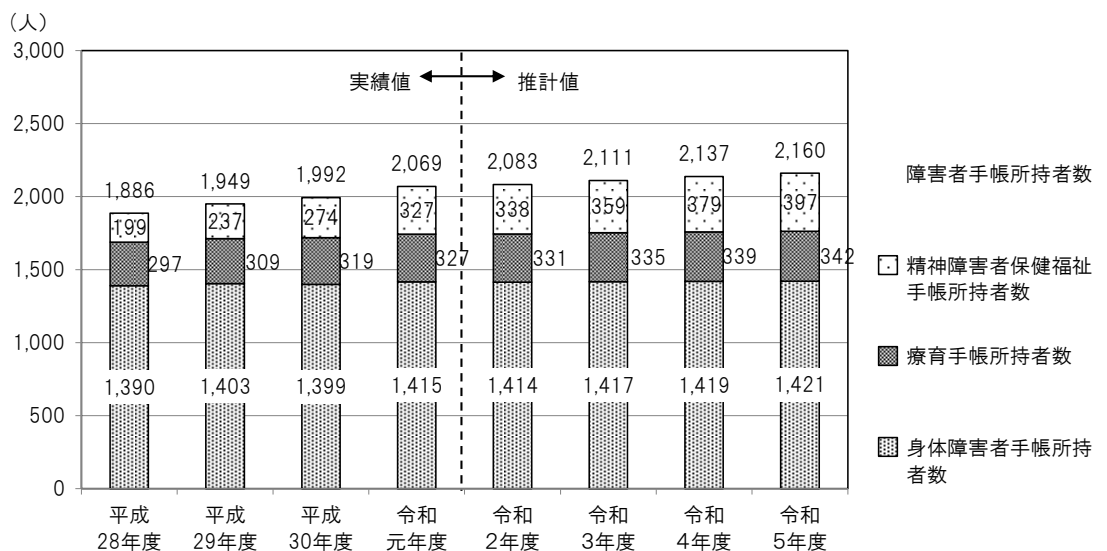
2 障害者・障害児の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

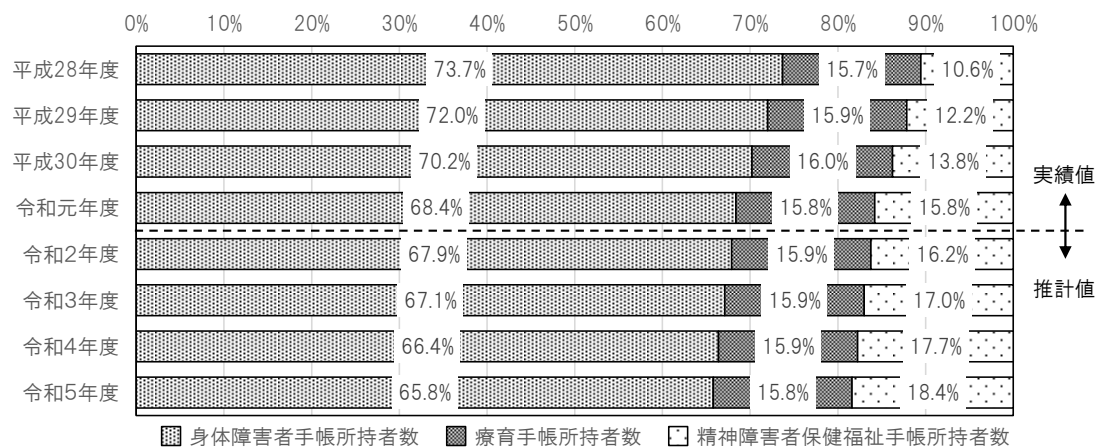
障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向で推移しており、令和元年度では、身体障害者手帳所持者数が1,415人、療育手帳所持者数が327人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が327人となっています。

また、障害者手帳所持者構成比の推移を見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者における構成比が増加傾向であり、平成28年度に10.6%であったものが、令和元年度には15.8%となっており、令和5年度には18.4%に達すると予測されます。

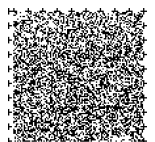
■ 障害者手帳所持者数の推移



■ 障害者手帳所持者構成比の推移



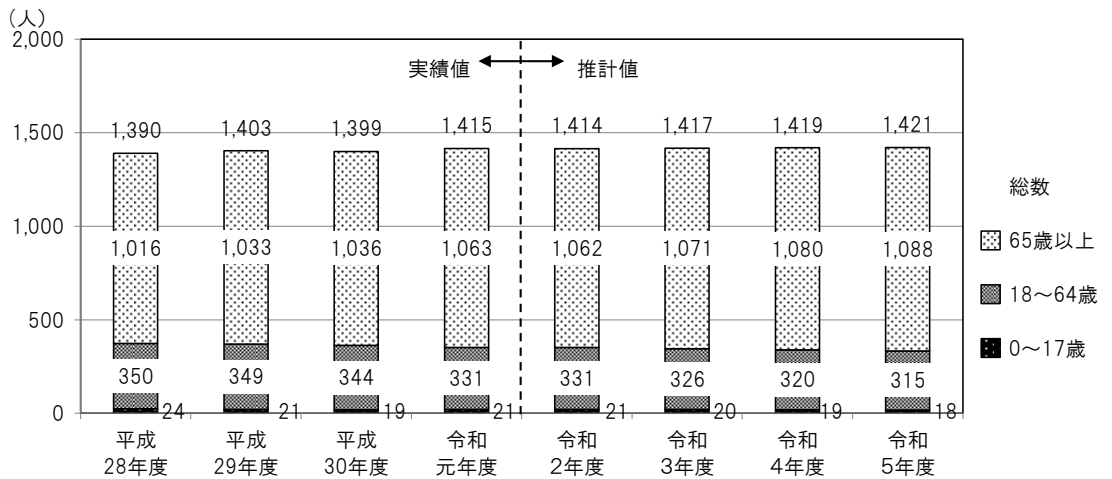
※資料：実績値は、社会福祉課調べ(各年度3月末現在)
推計値は、実績を基に推計値を算出



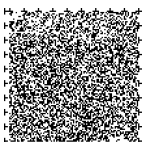
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移していますが、年齢区分別でみると、65歳以上が増加傾向にあり、平成28年度に1,016人であったものが、令和元年度には1,063人となり、47人の増加となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数(年齢区分別)の推移

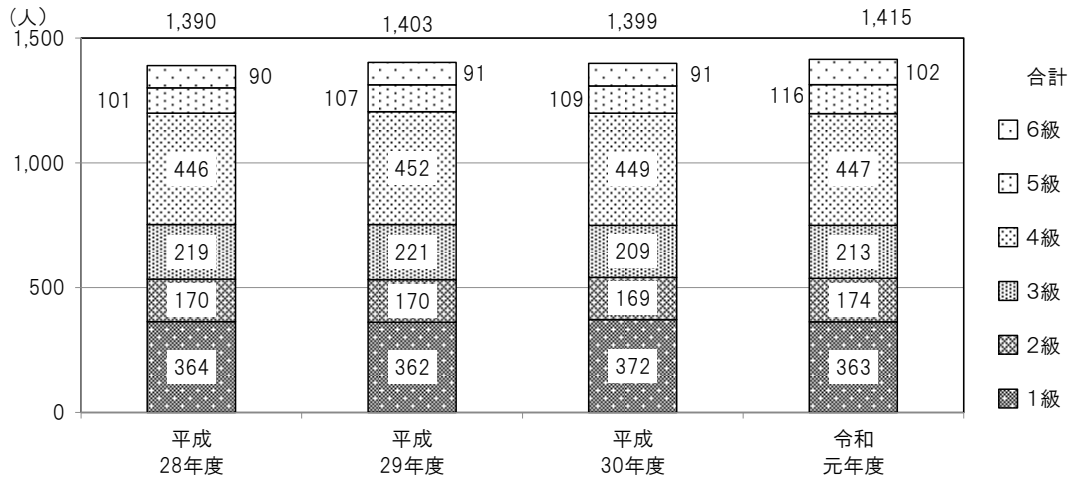


※資料：実績値は、社会福祉課調べ(各年度3月末現在)
推計値は、実績を基に推計値を算出



身体障害者手帳所持者数を等級別でみると、令和元年度では、1級が363人、2級が174人、3級が213人、4級が447人、5級が116人、6級が102人となっています。

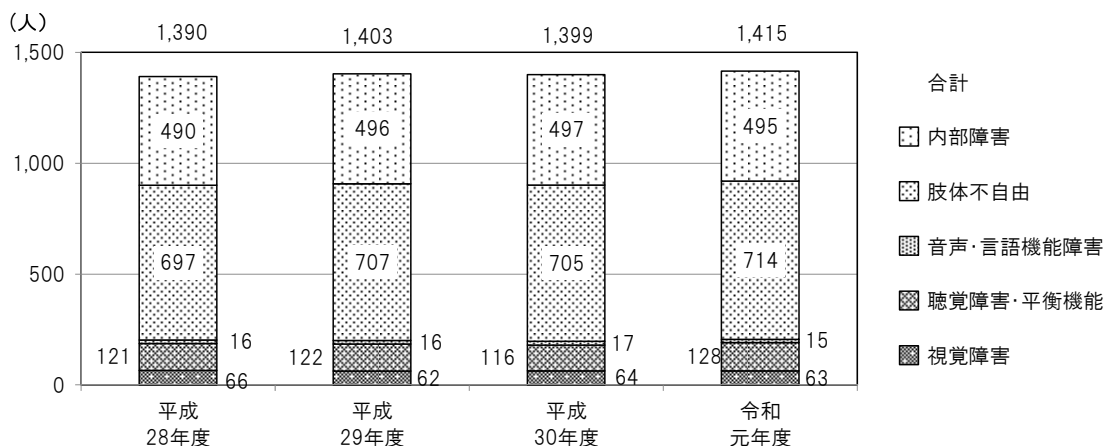
■身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



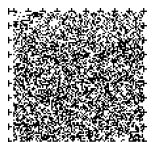
※資料:社会福祉課調べ(各年度3月末現在)

身体障害者手帳所持者数を障害種類別でみると、令和元年度では、視覚障害が63人、聴覚・平衡機能障害が128人、音声・言語機能障害が15人、肢体不自由が714人、内部障害が495人となっています。

■身体障害者手帳所持者数(障害種類別)の推移



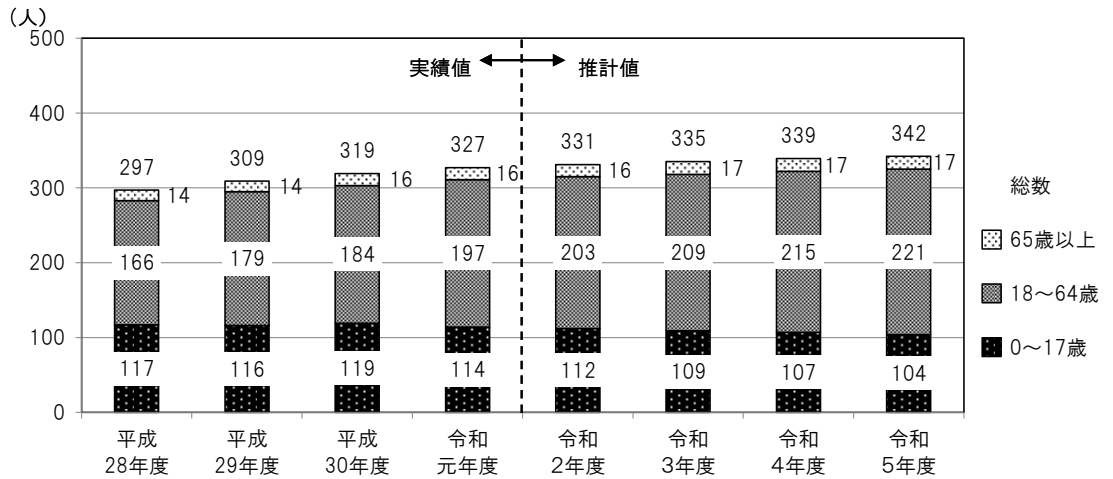
※資料:社会福祉課調べ(各年度3月末現在)



(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、年齢区別でみると、令和元年度では、0～17歳が114人、18～64歳が197人、65歳以上が16人となっています。

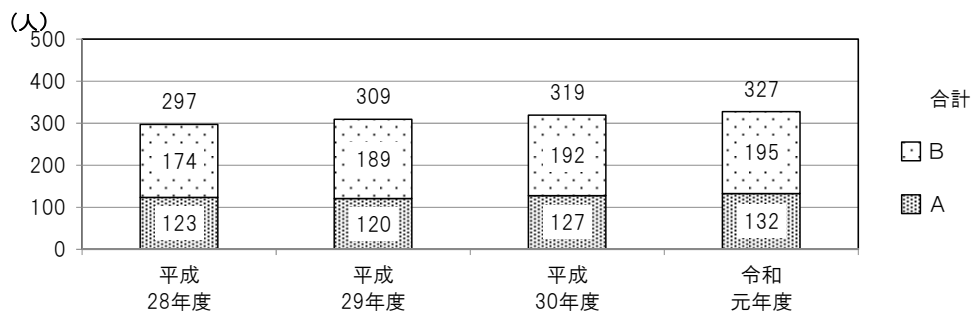
療育手帳所持者数(年齢区別)の推移



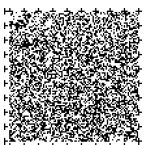
※資料：実績値は、社会福祉課調べ(各年度3月末現在)
推計値は、実績を基に推計値を算出

療育手帳所持者数を障害の程度別でみると、令和元年度では、A(重度)が132人、B(中軽度)が195人となっています。

療育手帳所持者数(障害の程度別)の推移



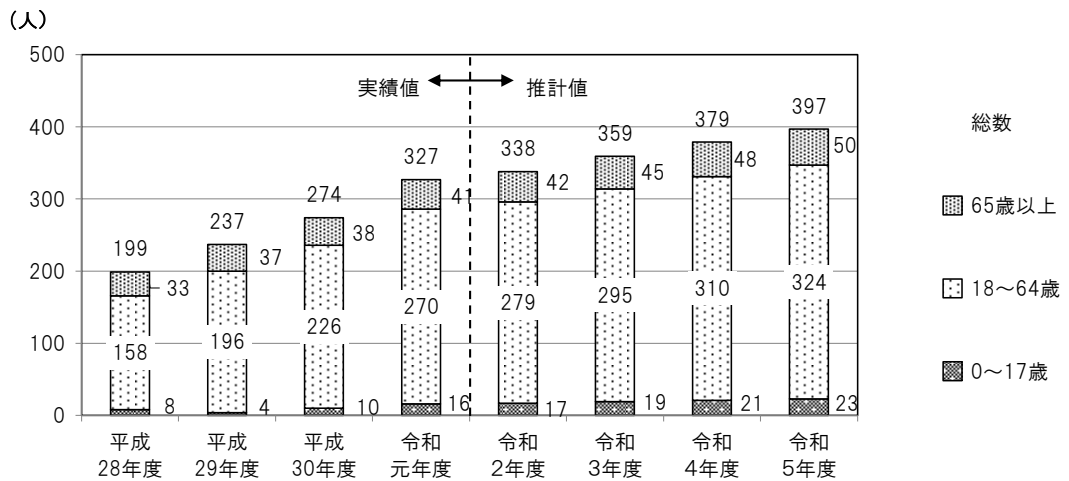
※資料：社会福祉課調べ(各年度3月末現在)



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅な増加傾向で推移しており、年齢区別でみると、令和元年度では、0～17歳が16人、18～64歳が270人、65歳以上が41人となっています。

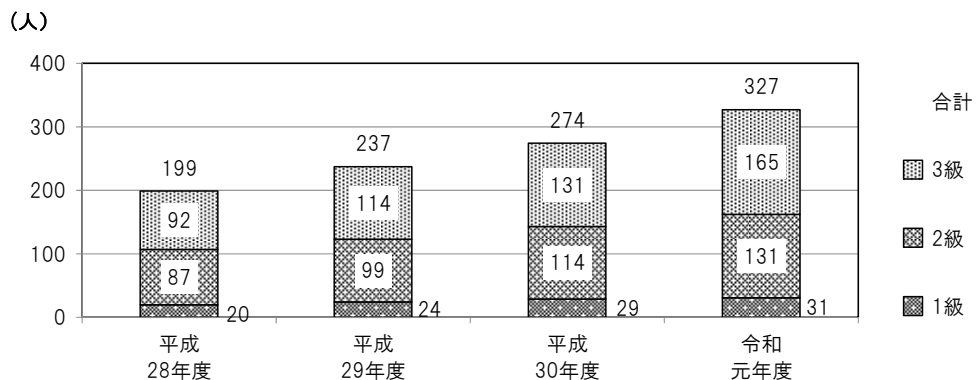
精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区別)の推移



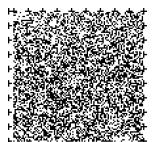
※資料：実績値は、社会福祉課調べ(各年度3月末現在)
推計値は、実績を基に推計値を算出

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別でみると、令和元年度では、1級が31人、2級が131人、3級が165人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移



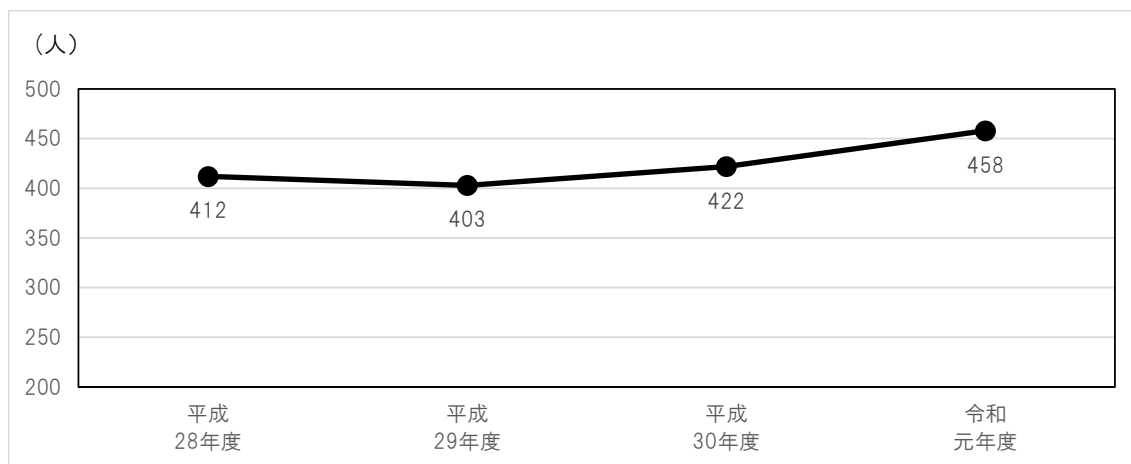
※資料：社会福祉課調べ(各年度3月末現在)



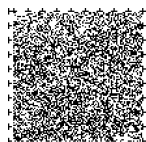
(5) 自立支援医療(精神通院)受給者の状況

自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成29年度は減少しましたが、平成30年度以降は増加傾向となっており、令和元年度には458人となっています。

■ 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



※資料: 社会福祉課調べ(各年度3月末現在)



(6) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者は増加傾向にあり、令和元年度で、区分1が1人、区分2が6人、区分3が38人、区分4が46人、区分5が42人、区分6が96人、区分なし(障害児、同行援護・訓練等給付利用者)が67人となっています。

サービス支給決定の状況をみると、平成28年度に417人だった支給決定者が令和元年度には480人となっており、63人の増加となっています。

支給決定を受けてサービスを利用した人(受給者)については、平成28年度に381人でしたが、令和元年度には428人となっており、47人の増加となっています。

■ 障害支援区分認定者の区分別状況 (人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計
身体障害者	0	1	8	10	11	29	13	72
知的障害者	1	1	18	23	25	59	21	148
精神障害者	0	4	12	13	6	8	33	76
合計	1	6	38	46	42	96	67	296
合計(実人数)	1	6	35	42	36	66	63	249

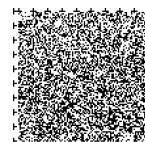
※資料：社会福祉課調べ(令和元年10月1日時点)

■ サービス支給決定者及び受給者数の推移 (人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		身体障害者	67	77	78
知的障害者	支給決定者	127	134	140	148
	受給者	124	113	137	142
精神障害者	支給決定者	59	70	74	76
	受給者	56	60	62	64
障害児(成人分)	支給決定者	30	30	28	24
	受給者	12	13	13	11
合計	支給決定者	417	457	471	480
	受給者	381	392	429	428
合計(実人数)	支給決定者	240	266	271	273
	受給者	195	211	237	239

障害児	支給決定者	134	146	151	160
	受給者	128	145	143	144

※資料：社会福祉課調べ(各年度10月1日時点)

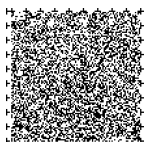


3 アンケート結果から見える意向

障害福祉サービスに対する「障害者アンケート」、「障害児アンケート」および「事業所アンケート」から見える意向は以下のとおりです。

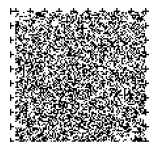
【障害者】

<p>障害福祉サービス 提供のさらなる充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介助を受けていて困っていることとして、「とくにない」が 37.8%で最も多かったものの、次いで多かったのは「福祉サービスの種類や支給量が少ないこと」が 20.3%、「希望する福祉サービスを提供している施設・事業者が身近にないこと」が 15.5%となっており、障害福祉サービスの提供について、その種類や量及び提供場所までの距離などについて、現状からのさらなる充実が求められています。
<p>障害福祉サービスの 情報発信の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの利用状況は、「利用している」が 25.4%、「利用したいが、していない」が 16.8%となっており、障害種別で見ると、知的障害では「利用している」が 64.6%で最も高くなっています。一方、精神障害では「利用したいが、していない」が 29.5%と、他の障害種別に比べて高くなっています。 ● 「利用をしたいが、していない」理由として、「利用の仕方がわからない」が 53.5%と非常に多くなっており、次いで「サービスの内容があわないから」が 22.2%、「利用したい種類のサービスがないから」が 15.2%となっています。今後は、障害福祉サービスの情報の障害のある方々に積極的に発信するとともに、利用者意向の把握に努めながらサービス内容の充実を図っていくことが求められます。
<p>相談支援の場・機能 の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援を充実させるために必要なこととして、「身近な場所で相談できること」が 40.3%で最も多く、次いで「1か所で用事が済む相談窓口を設置すること」が 26.2%、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が 25.2%となっています。今後は、相談支援ができる場所の拡充や、専門的な人員が配置された相談支援の核となる場の充実が求められます。
<p>障害福祉施策として 力を入れるべきこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の障害福祉施策としてとくに力を入れるべきこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が 36.0%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が 25.9%となっています。 ● 今後は、相談体制の充実を図るとともに、障害福祉サービスの利用しやすいしくみづくりや情報発信の体制を構築していくことが求められます。



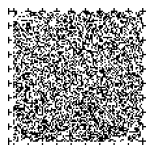
しょうがいじ
【障害児】

<p>しょうがいじ ふくし 障害児福祉サービス</p> <p>ていきょうないよう じゅうじつ の提供内容の充実</p> <p>およ じょうほうはっしん 及び情報発信の</p> <p>すいしん 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児福祉サービスの利用状況は、「利用している」が77.5%、「利用したいが、していない」が7.5%となっており、利用している方の満足度は、「満足している」が75.8%、「満足していない」が9.7%となっています。 ● 障害種別ごとの利用状況は、知的障害では「利用している」が82.4%で最も高くなっています。一方、「利用したいが、していない」は知的障害で8.8%、精神障害で14.3%となっています。 ● 「利用をしたいが、していない」理由として、「利用の仕方がわからない」、「サービスの内容があわないから」がそれぞれ50.0%となっています。一方、「定員がいっぱいだから」はいませんでした。 ● 「利用している」方で「満足していない」理由として、「サービス提供事業所の質が不十分」が50.0%で最も高く、次いで「サービスの内容(事業所)があわない」「利用できる時間や日数が少ない」が33.3%で続いています。 ● それらのことから、今後はサービス提供の量の拡充よりも、サービス提供内容の充実や、障害児福祉サービスについての情報発信を進めていくことが求められます。
<p>そうだんしえん ば き の う 相談支援の場・機能</p> <p>じゅうじつ の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援を充実させるために必要なこととして、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が56.3%で最も多く、次いで「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」、「わかりやすい情報を提供してくれること」が37.5%となっています。 ● 今後は、専門的な人員が配置された障害児に対する一貫した相談支援体制の確立を目指すとともに、障害児の保護者へのわかりやすい情報発信が求められます。
<p>しょうがいじ む 障害児に向けた</p> <p>ふくし し さ く ちから 福祉施策として力を</p> <p>い 入れるべきこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の障害福祉施策としてとくに力を入れるべきこととして、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が35.0%で最も高く、次いで「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「職業訓練の充実や働く場所の確保」が30.0%で続いています。 ● 今後は、相談支援体制の確立や情報発信に努めるとともに、障害児の将来の自立に向けた職業訓練や働く場の確保などについて、就労支援事業所やハローワークなどと連携し、中長期的な視点で充実を図っていくことが求められます。

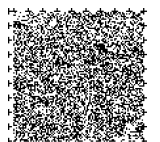


【事業所】

<p>利用者からの使いた いサービス等の要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所へ寄せられたサービス利用者からの要望として、以下の ような意見が出ており、対応を検討していくことが求められます。 「親亡き後受け止めてくれる施設があるのか不安。」 「緊急時に受け止めてくれるショートステイがあればありがたい。」 「もっと多くサービスを使いたい。ガイドヘルプ(移動支援)で 特定のヘルパーを指名したい。」 「家族から成年後見制度の利用についての要望が増えている。」
<p>サービスを利用する 上で挙げられた困り ごと等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスを利用する上で挙げられた困りごとや相談ごととして、 以下のような意見が出ており、今後サービス利用者が利用しや すい環境づくりを進めていくことが求められます。 「障害者の介護者である家族が急病や急用の際の短期入所 や日中一時支援の利用について。近年は家族(親)の 高齢化が進み、家族入院時の長期利用についての相談が 増えている。」 「障害者が入院する時の付き添い。特に意思疎通の困難さ がある人で長期入院時に家族が付き添えない夜間等につ いて、困りごと等の相談が聞かれる。」 「サービス利用者の保護者から通所児童・生徒の卒業後の 進路についての相談をよく受ける。」
<p>事業所が事業展開 する上での問題点や 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の事業を展開する上で、困っていることとして、回答のあつ た14事業所・法人のうち、「スタッフの確保面で困っている」が9 か所(64.2%)、「経営面で困っている」が8か所(57.1%)となつ ています。 ● スタッフの確保面では「予算の兼ね合いから雇用できない」、 「募集しても応募者がない、採用までに至らない」、「深い知識を 持った専門的な人員の確保が困難」などの声が挙がっていま す。 ● 経営面では、「現状の報酬額では経営が難しい」、「暮らしの場 の修繕費がかさんでいる」などの声や「新型コロナウイルスの 流行以降、利用を控える人も出てきている」などの声が挙がって います。



<p>いりようてき よう 医療的ケアを要する しょうがいしゃ じ とう い 障害者(児)の受け入 れ</p>	<p>● じぎょうしょ かいとう じぎょうしょ いりようてき 事業所アンケートに回答があった 12事業所のうち、医療的ケア を要するしょうがいしゃ じ とう い を要する障害者(児)について、現状で受け入れているのは 1 じぎょうしょ じぎょうしょ いじょう とう い 事業所であり、その事業所についてもこれ以上の受け入れは こんなん かいとう こんご やましるみなみけんいき 困難であるとの回答をしています。今後は山城南圏域として いりようてき ひつよう しょうがいしゃ じ とう い たいせい 医療的ケアが必要な障害者(児)の受け入れ体制づくりやコー ディネーターのはいち すず ディネーターの配置を進めていくことが求められます。</p>
--	---



第3章 障害福祉計画での数値目標と見込み量の設定

1 障害福祉計画にかかる基本方針

平成28年6月に、「障害者総合支援法」が公布され、平成30年4月から施行されたことに伴い、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が図られるようになりました。

また、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことと示されました。

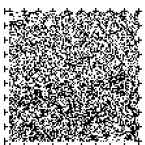
■国が示す「第6期障害福祉計画にかかる基本指針」の概要

① 基本指針の主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉人材の確保
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- ・障害者の社会参加を支える取組
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害福祉サービス等の質の向上

② 成果目標に関する事項

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
- ・福祉施設(事業所)から一般就労への移行
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質の向上



2 しょうがいふくしけいかく せいかしひょう 2 障害福祉計画の成果指標

(1) ふくししせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ いこう (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

くに きほんししん 【国の基本指針】

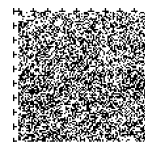
くに きほんししん せいしつにゆうしよしゃすう たい れいわ ねんどまつ
国の基本指針では、令和元年度末時点における施設入所者数に対し、令和5年度末
において1.6%以上削減すること、及び同じく令和元年度末時点における施設入所者数のうち
6%以上を令和5年度末までにちいきせいかつ いこう せいしつにゆうしよしゃすう
6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本としています。

だい きけいかく みこりょう 【第6期計画における見込み量】

ほんちよう れいわがねんどまつじてん せいしつにゆうしよしゃすう にん
本町の令和元年度末時点の施設入所者数は15人です。
れいわがねんどまつじてん せいしつにゆうしよしゃすう せいしつにゆうしよしゃ さくげんすう もくひようちせつてい およ
令和元年度末時点の施設入所者数のうち施設入所者の削減数の目標値設定、及び
ちいきせいかつ いこうしやすう ちいき じつじよう ふ にん せつてい
地域生活への移行者数にあたっては、それぞれの地域の実情を踏まえて1人に設定しま
す。

こう もく 項 目	すう ち 数 値	くに かんが かつ 国の考え方
れいわがねんどまつ 令和元年度末 時点の入所者(A)	15人	れいわがねんどまつじてん せいしつにゆうしよしゃすう 令和元年度末時点の施設入所者数
もくひようねんどにゆうしよしゃすう 目標年度入所者数(B)	14人	れいわ ねんどまつじてん りようしやすう 令和5年度末時点の利用者数
【目標値】 さくげん みこ 削減見込み(A-B)	1人 6.7%	さしひきげんしやう みこ すう 差引減少見込み数
【目標値】 ちいきせいかつ いこうしやすう 地域生活移行者数	1人 6.7%	せいしつにゆうしよ ちいきせいかつ どう 施設入所から地域生活(グループホーム等)へ いこう ひと かず 移行する人の数

※数値については、各年度末の実人数としています。



(2) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

【国の基本指針】

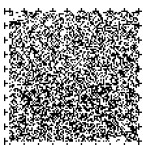
国の基本指針では、令和5年度末までの間、障害者の地域での生活を支援する拠点等
を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する
ことを基本としています。

【第6期計画における見込み量】

障害者等の地域での暮らしを確保し、自立を希望する方への支援を進めるため、自立等
に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、
緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス
拠点の整備や地域の体制づくりを行う等の機能を担う体制が求められています。

こうした体制を実現するため、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して
機能を担う体制を含む)について、山城南圏域における面的整備を確保しつつ、その機能の
充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

項目	数値等	国の考え方
【目標値】 地域生活支援拠点 の確保及び機能の 充実	1か所 山城南圏域	引き続き「面的整備型」の地域生活支援 拠点として、居住支援機能と地域支援 機能の一体的な整備を推進する。 またその機能の充実のため、年1回以上 運用状況の検証及び検討を行う。



(3) 福祉施設(事業所)から一般就労への移行

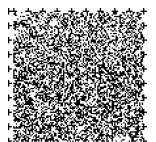
【国の基本指針】

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています。この際、令和元年度の一般就労への移行実績を基準として、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上を目指すこととしています。

【第6期計画における見込み量】

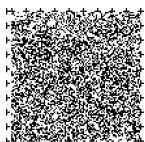
本町の福祉施設利用者の中で、令和元年度末時点において一般就労に移行した人は4人です。目標の設定にあたっては令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としており、それらを踏まえつつ地域の実情を考慮し設定します。

事業別では、令和5年度末における就労移行支援事業を退所し一般就労した人の数を、令和元年度末の1.50倍にあたる3人以上となることを目指します。就労継続支援A型については、令和5年度末に令和元年度実績の1.50倍にあたる3人以上となることを目指します。就労継続支援B型については、令和元年度実績は0人ですが令和5年度末には1人以上となることを目指します。



こ う もく 項 目		すう ち 数 値	くに かんが かつ 国 の 考 え 方
いっばんしゅうろう 一般就労 いこうしやすう 移行者数	じっせきち 実績値	4人	れいわがんねんど ふくししせつ 令和元年度において福祉施設 (じぎょうしょ たいしよ いっばんしゅうろう) ひと (事業所)を退所し、一般就労した人 の 数
	もくひょうち 目標値	7人	れいわ ねんど ふくししせつ 令和5年度において福祉施設 (じぎょうしょ たいしよ いっばんしゅうろう) ひと (事業所)を退所し、一般就労する人 の 数
	ぞう かわりあい 増加割合	1.75倍	もくひょう ばいいじょう 目標1.27倍以上
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	じっせきち 実績値	2人	れいわがんねんど しゅうろういこうしえん 令和元年度において就労移行支援 (たいしよ いっばんしゅうろう) ひと かず を退所し、一般就労した人の数
	もくひょうち 目標値	3人	れいわ ねんど しゅうろういこうしえん 令和5年度において就労移行支援を (たいしよ いっばんしゅうろう) ひと かず 退所し、一般就労する人の数
	ぞう かわりあい 増加割合	1.50倍	もくひょう ばいいじょう 目標1.30倍以上
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	じっせきち 実績値	2人	れいわがんねんど しゅうろうけいぞくしえん 令和元年度において就労継続支援 (がた たいしよ いっばんしゅうろう) ひと かず A型を退所し、一般就労した人の数
	もくひょうち 目標値	3人	れいわ ねんど しゅうろうけいぞくしえん 令和5年度において就労継続支援A (がた たいしよ いっばんしゅうろう) ひと かず 型を退所し、一般就労する人の数
	ぞう かわりあい 増加割合	1.50倍	もくひょう ばいいじょう 目標1.26倍以上
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	じっせきち 実績値	0人	れいわがんねんど しゅうろうけいぞくしえん 令和元年度において就労継続支援 (がた たいしよ いっばんしゅうろう) ひと かず B型を退所し、一般就労した人の数
	もくひょうち 目標値	1人	れいわ ねんど しゅうろうけいぞくしえん 令和5年度において就労継続支援B (がた たいしよ いっばんしゅうろう) ひと かず 型を退所し、一般就労する人の数
	ぞう かわりあい 増加割合	—	もくひょう ばいいじょう 目標1.23倍以上

すう ち かくねんどまつ じつにんすう
※数値については、各年度末の実人数としています。



(4) 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

【国の基本指針】

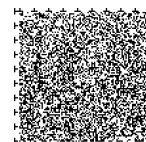
国の基本指針では、障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、さらに就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

【第6期計画における見込み量】

就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標に、就労定着率が8割以上の事業所を全事業所の7割以上となることを目指します。

	項目	数値	国の考え方
就労定着支援事業	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行すると見込まれる人(A)	13人	令和5年度中に一般就労に移行した人の数
	Aのうち、就労定着支援事業を利用すると見込まれる人(B)	10人	上記のうち、令和5年度中に就労定着支援事業を利用する人の数
	令和5年度【目標値】 =(B)/(A)(%)	76.9%	7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
就労定着支援事業 就労定着率	就労定着支援事業所数 (令和元年度末現在)	2か所	就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
	就労定着支援事業所数 (令和5年度末現在)(C)	2か所	
	令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所数(D)	2か所	
	令和5年度【目標値】 =(D)/(C)(%)	100.0%	

※数値については、各年度末の実人数としています。



(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域の精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

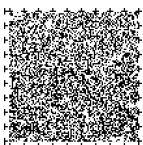
【第6期計画における見込み量】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議を図り、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。



資料：厚生労働省

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回
関係者の参加者	10人	10人	10人
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	5人	5人	5人
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人



(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

【第6期計画における取組内容】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要になります。そのため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

- 相談支援体制の充実を図るため、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に取り組んでいきます。

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	1回	1回	1回

- 相談支援体制の充実を図るため、専門的な指導及び助言に取り組んでいきます。

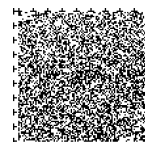
内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1回	1回	1回

- 相談支援体制の充実を図るため、地域の相談支援事業者の人材育成の支援に取り組んでいきます。

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1回	1回	1回

- 相談支援体制の充実を図るため、地域の相談機関との連携強化の取組の実施に取り組んでいきます。

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	1回	1回	1回



(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを基本としています。

【第6期計画における取組内容】

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要です。

その実現のため、国が示す基本指針に基づき、令和5年度末までに、町において、障害福祉サービス等の質を向上させる体制を構築することを目標とします。

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への町職員の参加に努めます。

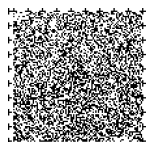
内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修人数	1名	1名	1名

- 障害者自立支援審査支払等システム等による事業所が提出する審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有を図ります。

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果を、京都市及び近隣市町村と共有する体制の有無及びその共有を図ります。

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係市町村との指導監査結果の共有	1回	1回	1回



3 障害福祉サービス等の見込み量

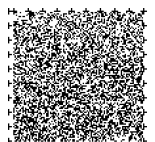
令和3年度から令和5年度の各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込み量確保のための方策を定め、サービス提供基盤の充実を図ります。

■ サービス見込み量の単位について

「障害福祉サービス」については、原則、月間の利用人数を推計し、必要なサービス提供量を定めています。個別の単位は、次のとおりです。

- 「時間」は、月間のサービス提供時間です。
- 「人日」は、「月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数」です。
- 「人」は、月間の利用人数です。

◇ 令和2年度の実績値は、原則として、8月末の実績で計算しています。

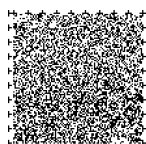


ほうもんけい
(1)訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排せつ、食事等の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が特に高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に行います。

ぜんけいかく み こ じっせきち
【前計画での見込みと実績値】

- 居宅介護については、平成30年度から令和2年度において、利用人数は増加していますが、利用時間は短くなっています。なお、第5期の見込み量に比べ実績値の利用人数は少なくなっており、利用時間も令和元年度以降は短くなっています。
- 重度訪問介護については、令和元年度から長時間の利用があったため利用時間の実績値が見込み量に対して増大しています。
- 同行援護については、見込み量より若干少ないものの、ほぼ予測の範囲内での利用状況となっています。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染予防等の影響により利用時間が少なくなっています。
- 行動援護については、いずれの年度でも見込み量より多くの利用者があり、利用時間については、見込み量より大幅な増大となっています。
- 重度障害者等包括支援については実績がありませんでした。

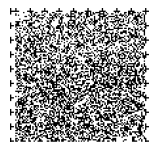


【サービス見込み量及び確保の方策】

- 訪問系サービスについては、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係機関と連携し、必要性が高いにもかかわらず利用していない人の把握に努め、障害福祉サービスの利用につなげていきます。
- 障害福祉サービスの利用方法を周知徹底することで利用希望者の開拓を行います。
- 施設入所者が地域移行しやすくなるよう、障害福祉サービスの利用を促進していきます。
- 重度障害者等包括支援については、現状では利用の実績及び見込みがないため、第6期の見込み量を0時間、0人とし、今後の状況に応じ対応していきます。

(単位:時間/月、人/月)

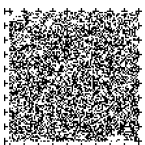
			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
きよたくかいご 居宅介護	見込み量	利用時間	955	973	990	937	995	1,054
		利用者数	56	58	60	48	51	54
	実績値	利用時間	1,048	810	744	/		
		利用者数	37	36	45			
じゆうどほうもんかいご 重度訪問介護	見込み量	利用時間	20	20	20	281	281	281
		利用者数	1	1	1	2	2	2
	実績値	利用時間	11	293	268	/		
		利用者数	1	2	2			
どうこうえんご 同行援護	見込み量	利用時間	200	200	200	177	177	177
		利用者数	7	7	7	7	7	7
	実績値	利用時間	188	163	67	/		
		利用者数	8	6	6			



たんい じかん つき にん つき
(単位:時間/月、人/月)

			だい き 第5期			だい き 第6期		
			へいせい 平成 30年度	れいわ 令和 元年度	れいわ 令和 2年度	れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度
こうどうえんご 行動援護	見 込 み 量	りようじかん 利用時間	170	180	180	348	361	378
		りようしやすう 利用者数	13	14	14	21	22	23
	実 績 値	りようじかん 利用時間	207	366	319	/		
		りようしやすう 利用者数	14	21	19			
じゅうどうしょうがいしやとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	見 込 み 量	りようじかん 利用時間	0	0	0	0	0	0
		りようしやすう 利用者数	0	0	0	0	0	0
	実 績 値	りようじかん 利用時間	0	0	0	/		
		りようしやすう 利用者数	0	0	0			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を図る等、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

- 生活介護については、利用日数、利用人数ともに、見込み量に比べ若干少ない利用状況となっています。
- 利用希望者に対してサービス提供につながっていることから、新規利用希望者が少なかったと考えられます。

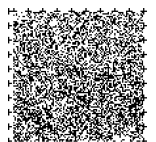
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 施設入所者の地域生活への移行による減少を見込みます。
- グループホーム入居者の利用、特別支援学校卒業生の利用による増加を見込みます。

(単位:時間/月、人/月)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	見込み量	利用日数	2,500	2,640	2,800	2,436	2,494	2,536
		利用者数	125	132	140	135	138	140
	実績値	利用日数	2,168	2,266	2,368	/		
		利用者数	120	125	131			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

ちいきせいかつ いとな うえ いったい しえん ひつよう しんたいしょうがいしゃとう たい しんたいのうりよく せいかつのうりよく
 地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障害者等に対し、身体能力・生活能力
 の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行う「機能訓練」と知的障害者・精神
 障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行う「生活訓練」が
 あります。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行う
 等、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

- 機能訓練については、1人の利用となっています。
- 生活訓練については、平成30年度は見込み量を超える利用日数となりましたが、令和元年度以降の実績値は減少しています。
- 有期限のサービスであることと、新規利用希望者が少なかったことが、実績値減少の要因と考えられます。

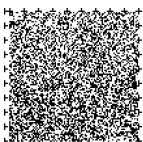
【サービス見込み量及び確保の方策】

- ニーズの把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるようサービス提供事業所と連携を図ります。
- 病院を退院した人等、地域生活への移行を目指し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人の把握に努め、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

(単位:時間/月、人/月)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	見込み量	利用日数	20	20	20	21	21	21
		利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用日数	18	22	20			
		利用者数	2	1	1			
生活訓練	見込み量	利用日数	75	85	85	52	69	69
		利用者数	7	8	8	3	4	4
	実績値	利用日数	81	33	38			
		利用者数	5	2	2			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



③就労移行支援

いっばんしゅうろう きぼう ひと たい いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく こうじょう
 一般就労を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため
 ひつよう くんれんとう おこな
 に必要な訓練等を行います。

【前計画での見込みと実績値】

- 令和元年度の就労移行支援については、見込み量における予測より利用者数、利用日数ともに若干多くなっています。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染症予防等の影響により利用日数、利用者数が少なくなっています。

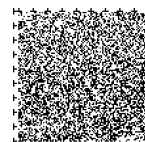
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 特別支援学校卒業生等の利用を勘案して、見込み量を設定します。
- 就労移行支援事業所等の利用者の中で一般就労を希望している人へ積極的な利用を促進します。
- 町内の民間企業等に対して、障害者雇用の実態把握を行うとともに、理解を求めていきます。

(単位:時間/月、人/月)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	見込み量	利用日数	155	170	185	158	175	193
		利用者数	9	10	11	9	10	11
	実績値	利用日数	185	183	139			
		利用者数	10	11	8			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



④ 就労継続支援(A型・B型)

サービス名	サービス内容
就労継続支援 A型	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援 B型	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練等、就労に向けた支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

- 就労継続支援A型については、見込み量では年々増加することを予測していましたが、平成30年度から令和2年度にかけて、利用日数、利用者数ともにほぼ横ばいとなっています。
- 就労継続支援B型については、平成30年度から令和2年度までの間に、見込み量における予測とほぼ同程度の伸びとなっており、利用日数、利用者数ともに1.26倍の増加となっています。

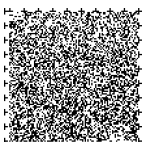
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 第6期の期間においても第5期と同様に利用の増加を見込みます。
- 就労継続支援(A型・B型)について、ニーズの把握に努め、利用の促進を図ります。

(単位:時間/月、人/月)

		第5期			第6期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
就労継続支援A型	見込み量	利用日数	400	440	480	374	384	395
		利用者数	20	22	24	20	20	21
	実績値	利用日数	354	359	359			
		利用者数	18	19	19			
就労継続支援B型	見込み量	利用日数	525	555	630	677	721	766
		利用者数	35	37	42	46	49	52
	実績値	利用日数	513	550	644			
		利用者数	34	39	43			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

- 就労定着支援については、平成30年度は利用者0人でしたが、令和元年度以降はそれぞれ4人、5人の利用となっています。

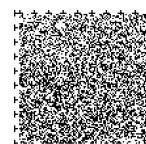
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 国の指針（就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を7割以上が利用すること）及び、実績値を踏まえ、利用者数を見込んでいきます。
- 就労定着を促進するため、就労支援事業所等と連携を図ります。

(単位:人/月)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労定着支援	見込み 量	利用者数	2	3	3	5	5	5
	実績 値	利用者数	0	4	5	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



⑥療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援等、身体能力や日常生活能力の維持・向上等に向けた支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

○療養介護については、見込み量における予測とほぼ一致する利用実績となっています。

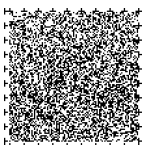
【サービス見込み量及び確保の方策】

○療養介護については、対象者が限られるため現状維持を見込んでいます。

(単位：人／月)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	見込み 量	利用者数	4	5	5	5	5	5
	実績 値	利用者数	5	5	4	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



⑦短期入所

自宅じたくで介護かいごする人が病気等ひとびょうきなどの場合ばあいに、夜間やかんも含め短期間ふくたんきかん、施設しせつで入浴にゆうよく、排せつはい、食事しょくじの介護等かいごとうを行いますおこな。

【前計画での見込みと実績値】

- 短期入所たんきにゆうしょについては、平成30年度へいせいねんどと令和元年度れいわがねんどで利用者数りようしやすうは横ばいよこ、利用日数りようにっすうは若干少なくなっていますじやっかんすく。なお、令和2年度れいわねんどについては新型コロナウイルス感染予防等しんがたかんせんよぼうとうの影響えいきようにより利用日数りようにっすう、利用者数りようしやすうが少なくなっていますすく。

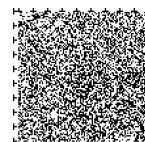
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 計画相談支援けいかくそうだんしえんにおいて、積極的な利用せっきよくてきりようを促進そくしんします。
- 緊急的な利用希望きんきゆうてきりようきぼうに対しても、事業所たいに受け入れてもらえるようじぎようしやう、日頃から利用ひごろりようの促進そくしんを図りますはか。
- 介護者かいごしやの高齢化こうれいかや共働き等ともばたらとうによる保護者ほごしやの社会参加しゃかいさんかの促進そくしんに伴い、今後利用希望こんごりようきぼうの増加ぞうかが特に見込まれることから、山城南圏域やましるみなみけんいきにおいて、事業所じぎようしよの整備せいびを協議きぎょうぎしていきます。

(単位:人日/月、人/月)

		第5期			第6期			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
短期入所	見込み量	利用日数	200	210	220	153	166	178
		利用者数	46	48	50	37	40	43
	実績値	利用日数	183	175	146	/		
		利用者数	44	44	34			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者から相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

【前計画での見込みと実績値】

○自立生活援助については、平成30年度からの利用はありませんでした。

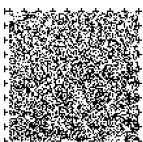
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 令和5年度までに1人の利用を見込みます。
- 施設入所者やグループホーム利用者等から対象者の把握に努め、「自立生活援助」の適切な利用を促進します。

(単位:人/月)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	見込み量 利用者数	5	5	5	1	1	1	
	実績値 利用者数	0	0	0	/			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



② 共同生活援助(グループホーム)

ちいきせいかつ いとな うえ しえん ひつよう ひと たい きょうどうせいかつ ば しょくじ にゆうよく
 地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴、
 はい とう かいご そうだんしえん おこな
 排せつ等の介護や相談支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

きょうどうせいかつえんじよ
 ○共同生活援助(グループホーム)については、令和元年度から 20人が利用していま
 す。

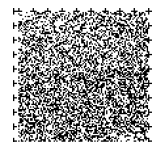
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 保護者や介護者の高齢化による将来的な不安や施設入所者の地域生活への移行の
 う ざら
 受け皿として、グループホームの整備については、以前から高いニーズがあります。
- 関係機関や保護者等と連携・協力しながら、山城南圏域で見込み量を確保し、町内へ
 じぎょうしょとう ゆうちたいさくなど こんご せいびほうしん けんとう
 の事業所等の誘致対策等、今後の整備方針について検討していきます。
- 整備にあたっては、地域住民等の理解を得ることが必要であることから、早い段階から
 と
 取り組みます。

(単位: 人/月)

			だい き 第5期			だい き 第6期		
			へいせい 平成 30年度	れいわ 令和 元年度	れいわ 令和 2年度	れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	見 込 み 量	りようしやすう 利用者数	16	17	17	21	22	23
	実 績 値	りようしやすう 利用者数	15	20	20	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



③施設入所支援

施設において、夜間、入浴や排せつ、食事の介護、生活等に関する相談等の支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

- 令和元年度末の時点での施設入所者数は15人となっており、令和2年8月末の時点でも同様となっています。

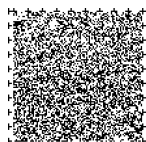
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 施設入所支援の利用者数の見込み量については、国の基本指針などを勘案し、令和元年度末時点の入居者数から6%の減少を目指すとします。
- 施設入所にあたっては、入所前の段階から、グループホーム等の利用について、十分に検討を行っていきます。
- 山城南圏域障害者自立支援協議会において、施設入所から地域生活への移行が可能となった事例等についての支援方法を共有し、地域生活への移行の推進を図ります。

(単位:人/月)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	見込み 量	利用者数	15	15	14	15	14	14
	実績 値	利用者数	14	15	15	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



そうだんしえん
(4)相談支援

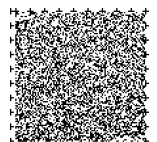
サービス名	内容
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	支給決定を受けた障害福祉サービスを適正に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等の利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)等のケアマネジメントを行い支援します。
ちいきそうだんしえん 地域相談支援	地域に移行する障害者及び地域に移行した障害者を支援します。
ちいきいこうしえん 地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している人が地域での生活に移行するための準備等を支援します。
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	地域における単身の障害者や家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問等の対策を行い支援します。

ぜんけいかく みこ じっせきち
【前計画での見込みと実績値】

- 計画相談支援については、令和元年度には若干利用が減少したものの、令和2年度には27人の利用となっています。
- 障害福祉サービス利用者への計画相談支援はほぼ行えていることから、いずれも見込み量より減少しているものの、適切にサービス提供できていると考えられます。一方で、実施機関が十分ではないため、事業所への負担増も懸念されます。
- 地域相談支援の地域移行支援については、1人の利用があり、地域定着支援についての利用はありませんでした。

みこ りょうおよ かくほ ほうさく
【サービス見込み量及び確保の方策】

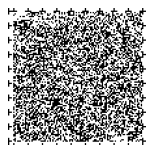
- 新規にサービスを利用する場合は、「計画相談支援」が必須のため、相談支援事業所と連携を密にし、町職員と相談支援専門員が、早い段階から自宅を訪問する等の支援を行います。
- 精神病院入院患者や施設入所者等から対象者の把握に努め、「地域移行支援」と「地域定着支援」の適切な利用を促進します。



たんい にん つき
(単位:人/月)

			だい き 第5期			だい き 第6期		
			へいせい 平成 30年度	れいわ 令和 元年度	れいわ 令和 2年度	れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	見込み量 りようしゃすう 利用者数	35	40	45	29	31	33	
	実績値 りようしゃすう 利用者数	25	21	27	/			
ちいきさうだんしえん 地域相談支援	ちいきいこうしえん 地域移行支援	見込み量 りようしゃすう 利用者数	1	1	1	1	1	1
		実績値 りようしゃすう 利用者数	0	1	1	/		
	ちいきていちやくしえん 地域定着支援	見込み量 りようしゃすう 利用者数	1	1	1	1	1	1
		実績値 りようしゃすう 利用者数	0	0	0	/		

れいわ ねんど じっせきち みこ すうち
※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



4 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第77条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施します。

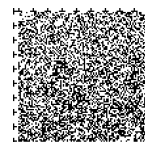
地域生活支援事業は、町の必須事業として位置づけられているものと町の施策等により任意で実施する事業があります。本町では、以下の事業を実施しています。

【必須事業】

- ① 相談支援事業
- ② 成年後見制度利用支援事業
- ③ 成年後見制度法人後見支援事業
- ④ 意思疎通支援事業
- ⑤ 手話奉仕員養成研修事業
- ⑥ 日常生活用具給付等事業
- ⑦ 移動支援事業
- ⑧ 地域活動支援センター強化事業

【任意事業】

- ① 日中一時支援事業
- ② 社会参加促進事業



ひつすじぎょう (1) 必須事業

そうだんしえんじぎょう ① 相談支援事業

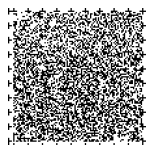
しょうがいしゃなど そうだん おう ひつよう じょうほう ていきょうおよ じょげん りょうしえん ぎやくたい
障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言・サービスの利用支援、虐待
ぼうしとうけんりょうご えんじょ おこな
の防止等権利擁護のための援助を行います。

ぜんけいかく みこ じっせきち 【前計画での見込みと実績値】

- れいわがんねんど 1 か所で実施してきましたが、れいわ ねんど 1 か所増加し、2か
しよたいせい じっし
所体制で実施しています。
- きかんそうだんしえん せつちず
基幹相談支援センターについては設置済みです。
- きかんそうだんしえん とうきのうきょうかじぎょう そうだんしえんきのう きょうか
基幹相談支援センター等機能強化事業については、相談支援機能の強化のため、
そうだんしえん きかん せんもんてきしよくいん はいち
相談支援機関に専門的職員を配置しています。

みこ りょうおよ かくほ ほうさく 【サービス見込み量及び確保の方策】

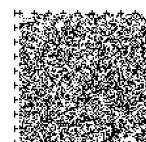
- ひ つづ いたくじぎょうしよとう れんけい そうだんしえん じゅうじつ はか
引き続き、委託事業所等と連携し相談支援の充実を図ります。
- ちいき かんけいきかん こうちく じゅうじつ はか
地域の関係機関によるネットワークの構築の充実を図ります。



(単位: 箇所)

				第5期			第6期		
				平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援事業	障害者相談 支援事業	見込み量	実施箇所	1	1	1	2	2	2
		実績値	実施箇所	1	1	2	/		
	基幹相談支援 センター	見込み量	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
		実績値	設置の有無	設置	設置	設置	/		
	基幹相談支援 センター等 機能強化事業	見込み量	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施の有無	実施	実施	実施	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



② 成年後見制度利用支援事業

③ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度は、精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症等)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる成年後見人等を選任する制度です。具体的には、本人のために診療・介護・福祉サービス等の利用契約を結ぶことや本人の預貯金の出し入れや不動産の管理等が主な援助となります。

また、成年後見制度は精神上の障害により判断能力が十分でない方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション^(※1)の理念をその趣旨としています。

法人後見とは、社会福祉法人やNPO法人等が成年後見人等になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点があります。

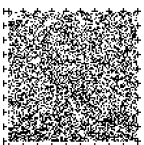
【前計画での見込みと実績値】

○ 成年後見制度利用支援事業については、令和元年度に2人の利用がありました。

【サービス見込み量及び確保の方策】

- 成年後見制度利用支援事業については、権利擁護・成年後見センターや相談支援事業所との連携を密にし、制度の周知及び利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、令和5年度の事業実施に向けて体制の確保を図ります。

(※1)ノーマライゼーション……障害の有無や、軽度か重度かに関係なく、権利として誰もが同じように当たり前の生活を送れる権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。



(単位:人/年)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	見込み量	利用者数 (年間)	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用者数 (年間)	0	2	0	/		
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み量	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
	実績値	実施の有無	未実施	未実施	未実施	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。

<精華町権利擁護・成年後見センターについて>

1 成年後見制度に関する相談・支援

成年後見制度の申し立て手続きや提出書類の作成方法など成年後見制度の利用に関するご相談に対応します。

2 市民後見人の育成

成年後見制度の利用が増える中で、後見業務の新たな担い手として、親族や専門職以外の一般住民の方々を「市民後見人」として育成し、後見業務の受任や活動の支援を行います。

○市民後見人養成講座の開催

ご本人が住み慣れたまちで安心して暮らせるよう身近な立場で支援を行う「市民後見人」を養成するための講座を開催します。

○市民後見人のフォローアップ

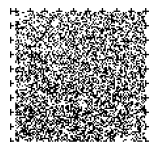
市民後見人への研修や受任後の活動支援を行います。

3 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を学びたいという住民や、高齢者や障がいのある方の福祉に携わる方に向けて、成年後見制度に関するセミナーや講演会を開催することにより、成年後見制度への正しい理解と普及を図ります。

また、ホームページなどにより必要な情報を発信します。

※資料:「精華町権利擁護・成年後見センター」パンフレットより一部抜粋



④意思疎通支援事業

⑤手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声・言語機能等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を実施し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

【前計画での見込みと実績値】

○手話通訳者、要約筆記者等派遣事業については、見込み量の倍ほどの利用実績となっております。

○手話奉仕員養成研修事業については、平成30年度で2人、令和元年度で4人の利用実績がありました。

【サービス見込み量及び確保の方策】

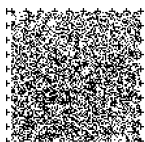
○町ホームページ等で制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

○近隣市町村に働きかけ、手話奉仕員養成研修事業の共同実施を検討していきます。

(単位:人/年)

				第5期			第6期		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み量	利用者数(年間)	8	9	9	18	19	20
		実績値	利用者数(年間)	19	18	17	/		
手話奉仕員養成研修事業		見込み量	養成者数(年間)	0	1	1	4	4	4
		実績値	養成者数(年間)	2	4	8	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



⑥日常生活用具給付等事業

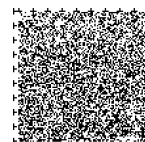
身体障害者や難病患者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付します。

【前計画での見込みと実績値】

- 高齢者の増加等に伴い、スーマ用具(排せつ管理支援用具)の申請件数は高い数値となっています。
- 医療・福祉機器の進歩に伴い在宅で生活できるケースが増え、給付に関する問い合わせ等は増加傾向にあります。

【サービス見込み量及び確保の方策】

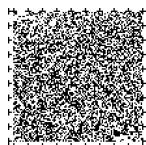
- 日常生活用具等の給付を必要とする人に対して、情報の周知を図り、障害の特性に合った支援を行います。



(単位:件/年)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	見込み量	の延べ件数	5	5	5	6	6	6
	実績値	の延べ件数	6	6	1	/		
自立生活支援用具 (件/年)	見込み量	の延べ件数	8	8	9	2	2	2
	実績値	の延べ件数	2	1	0	/		
在宅療養等支援用具 (件/年)	見込み量	の延べ件数	5	5	5	4	5	6
	実績値	の延べ件数	6	4	3	/		
情報・意思疎通 支援用具 (件/年)	見込み量	の延べ件数	5	5	6	3	4	5
	実績値	の延べ件数	2	5	2	/		
排せつ管理支援用具 (件/年)	見込み量	の延べ件数	120	122	124	135	136	137
	実績値	の延べ件数	137	134	124	/		
住宅改修費 (件/年)	見込み量	の延べ件数	2	2	2	2	2	2
	実績値	の延べ件数	2	1	0	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



⑦ 移動支援事業

社会生活に必要な外出時や余暇活動等のための外出時における移動の支援を行います。

【前計画での見込みと実績値】

○ 移動支援について、見込み量と比べ利用者数は若干少なくなっていますが、利用時間数については予測を下回っています。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染症予防等の影響により利用者数、利用時間数が少なくなっています。

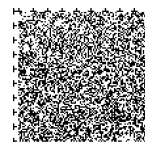
【サービス見込み量及び確保の方策】

○ 利用者の希望に添えるように事業所へ協力を働きかけ、サービス提供基盤の整備を図ります。

(単位:人/年、時間/年)

		第5期			第6期			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
移動支援	見込み量	利用者数	108	110	112	99	100	101
		の延べ時間	9,886	9,936	9,986	8,203	8,233	8,263
	実績値	利用者数	102	98	80			
		の延べ時間	8,294	8,173	6,681			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



ちいきかつどうしえん きょうかじぎょう
⑧地域活動支援センター強化事業

サービス名	サービス内容
Ⅰ型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

【前計画での見込みと実績値】

○山城南圏域にはⅠ型として地域活動支援センターが整備されています。

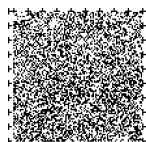
【サービス見込み量及び確保の方策】

○引き続き、Ⅰ型の地域活動支援センターとして、機能の充実を図るとともに、専門職員の配置等に努めます。

(単位:か所)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型 実施か所数	見込み量	か所	1	1	1	1	1	1
	実績値	か所	1	1	1	/		
Ⅱ型 実施か所数	見込み量	か所	0	0	0	0	0	0
	実績値	か所	0	0	0	/		
Ⅲ型 実施か所数	見込み量	か所	0	0	0	0	0	0
	実績値	か所	0	0	0	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(2)任意事業

①日中一時支援事業

家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に、障害者の日中における活動の場を提供します。

【前計画での見込みと実績値】

- 日中一時支援については、見込み量では100人以上の利用を予測していましたが、実績値では平成30年度で76人、令和元年度で68人の利用となっています。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染予防等の影響により利用者数、利用回数ともに少なくなっています。

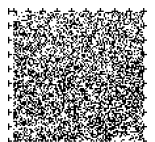
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 障害者の日中活動の場として、町内外のサービス利用の充実を図ります。
- 障害児の日中活動やその保護者同士の交流や活動を支援していく中で、放課後や休日の居場所づくりに取り組みます。

(単位:人/年、回/年)

			第5期			第6期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援	見込み量	利用者数	120	125	130	70	72	74
		の延べ回数	3,355	3,555	3,755	2,293	2,439	2,585
	実績値	利用者数	76	68	48	/		
		の延べ回数	2,732	2,147	1,591			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



②社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
 受給対象となる身体障害者手帳所持者に対して、普通自動車運転免許の取得に要した費用や自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

【前計画での見込みと実績値】

- スポーツ・レクリエーション教室等開催事業については、年1回の開催において500人ほどの参加者がありました。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染予防等の影響により開催が中止となっています。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業については、利用実績はありませんでした。

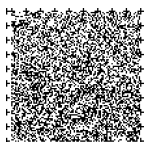
【サービス見込み量及び確保の方策】

- スポーツ・レクリエーション教室等開催事業については、引き続き年1回の開催を継続するとともに、参加者数の増加に向けイベント内容の充実や周知の拡充を図ります。
- 自動車運転免許取得・改造助成事業については、町ホームページ等で制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

(単位:回/年、人/年、件/年)

			第5期			第6期		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	見込み量	開催回数	1	1	1	1	1	1
		参加人数	490	495	500	541	554	567
	実績値	開催回数	1	1	中止	/		
		参加人数	464	528	中止			
自動車運転免許 取得・改造助成事業	見込み量	件数	2	2	2	1	1	1
	実績値	件数	0	0	0	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



第4章 障害児福祉計画での数値目標と見込み量の設定

1 障害児福祉計画にかかる基本方針

平成28年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月から施行されました。これに伴い、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが示され、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

このため、本町においても地域の実情を踏まえ、基本指針に即して3年間の「障害児福祉計画」を策定します。

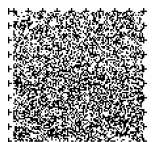
■国が示す「第2期障害児福祉計画にかかる基本指針」の概要

① 基本指針の主なポイント

- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害児支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

② 成果目標に関する事項

- ・ 障害児支援の提供体制の整備等



2 障害児福祉計画の成果指標

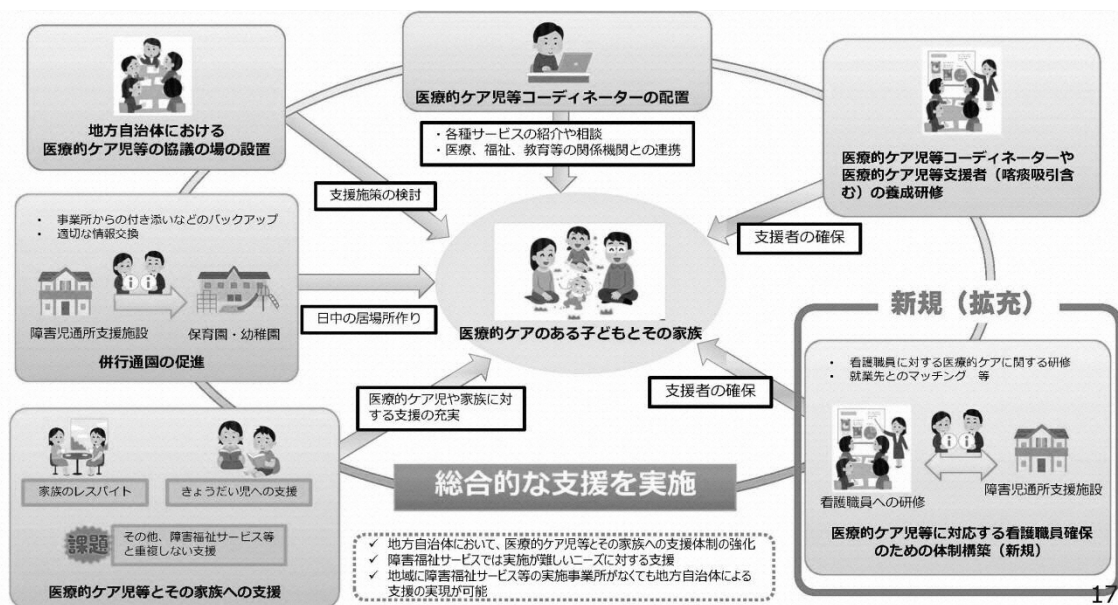
(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

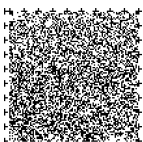
国の基本指針では、児童発達支援センターについて、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、保育所等訪問支援について、令和5年度末までにすべての市町村において利用できる体制を構築することを基本とすることとしています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとしています。

さらに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、令和5年度末までに、各圏域及び各市町村において設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。



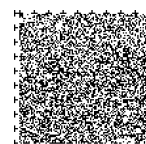
※資料：厚生労働省 難病・小児慢性特定疾病地域共生ワーキンググループ資料



だい きけいかく とりくみないよう
【第2期計画における取組内容】

しょうがいじしえんたいせい れいわ ねんどまつ やましるみなみけんいき せいび きほん
 障害児支援体制については、令和5年度末までに山城南圏域で整備することを基本とし
 て、社会的資源の充実のため町内への事業所誘致対策の検討等、地域の実情を踏まえ
 せいび む と く
 整備に向け取り組みます。

こう もく 項目	すうちとう 数値等	くに かんが かつ 国の考え方
もくひょうち じどうはつたつしえん 【目標値】児童発達支援センタ 一の設置数・場所	1か所	くに ほうしん したが やましるみなみけんいき せっち 国の方針に従い、山城南圏域で設置。
もくひょうち ほいくしやうほうもんしえん 【目標値】保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築	1か所以上	くに ほうしん したが やましるみなみけんいき しえん 国の方針に従い、山城南圏域で支援の じゆうじつ む けんとう 充実に向け検討していきます。
もくひょうち おも じゆうしやうしんしんしやうがい 【目標値】主に重症心身障害 児を支援する児童発達支援 事業所及び放課後等デイサ ービス事業所の設置	1か所	くに ほうしん したが やましるみなみけんいき せっち 国の方針に従い、山城南圏域で設置に む けんとう 向け検討していきます。
もくひょうち いりやうてき じしえん 【目標値】医療的ケア児支援の ための関係機関の協議の場 の設置及び医療的ケア児等 に関するコーディネーターの 配置	1か所	くに ほうしん したが きやうぎ ば やましるみなみ 国の方針に従い、協議の場を山城南 けんいき せっち いりやうてき じどう かん 圏域で設置。医療的ケア児等に関するコ ーディネーターの配置を検討していきま す。



3 障害児福祉サービス等の見込み量及び確保方策

(1) 児童発達支援

障害児や発達の遅れ等がみられる乳幼児、児童(就学前児童)が日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応訓練、集団(個別)療育等の支援を受ける通所によるサービスです。

【前計画での見込みと実績値】

○児童発達支援については、利用者数は見込み量よりも少なくなっていますが、利用日数は見込み量で予測した伸び以上に増加しています。

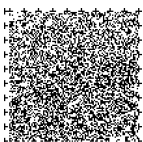
【サービス見込み量及び確保の方策】

○児童発達支援センター及び関係機関との連携を密にし、支援が必要な児童の把握に努め、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

(単位:人日/月、人/月)

		第1期			第2期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	見込み量	利用日数	150	156	162	209	229	244
		利用者数	50	52	54	54	58	61
	実績値	利用日数	144	181	194			
		利用者数	46	49	51			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(2) 医療型児童発達支援

障害児に対して、理学療法や機能訓練等の支援や治療を行うサービスです。

【前計画での見込みと実績値】

○医療型児童発達支援については、ほぼ見込み量と同様の利用実績となっています。

【サービス見込み量及び確保の方策】

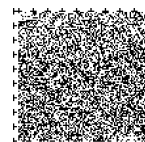
○医療機関から退院後の在宅生活の支援については、退院前から関係者と適切に連携を図ります。

○医療機関や相談支援機関から助言を求め、医療的視点も含めた支援を受けられるよう努めます。

(単位：人日／月、人／月)

			第1期			第2期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型児童発達支援	見込み量	利用日数	10	10	10	8	9	10
		利用者数	1	1	1	2	2	2
	実績値	利用日数	6	9	7			
		利用者数	1	1	2			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(3) 放課後等デイサービス

がっこうつうがくちゆう しょうがいじ がっこう じゆぎょうしゆうりようご がっこうきゆうぎよう び せいかつのおりよく こうじよう
 学校通学中の障害児が、学校の授業終了後や学校休業日に生活能力の向上のための
 ひつよう くんれん しゆうだん こべつ りよういくとう しえん とう つうしよ
 必要な訓練、集団(個別)療育等の支援を受ける通所によるサービスです。

ぜんけいかく み こ じっせきち 【前計画での見込みと実績値】

○ 放課後等デイサービスについては、見込み量においても大きな伸びを見込んでいた
 が、実績値でそれ以上に増大しています。

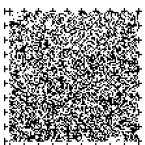
み こ りようおよ かくほ ほうさく 【サービス見込み量及び確保の方策】

○ 今後について、利用ニーズは若干の拡大が想定されますが、障害児相談支援等により
 利用ニーズを把握するとともに、他のサービスも組み込んだ障害児本人のための支援
 計画を作成することにより、適切なサービス提供に努めます。

(単位: 人日/月、人/月)

			第1期			第2期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等 デイサービス	見 込 み 量	利用日数	900	920	950	1,027	1,050	1,073
		利用者数	90	92	95	89	91	93
	実 績 値	利用日数	992	1,078	1,007			
		利用者数	88	95	84			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

【前計画での見込みと実績値】

- 保育所等訪問支援については、見込み量では利用日数10日、利用者数5人の利用を予測していましたが、実績値では利用日数2日、利用者数1～2人の利用実績となっています。
- 事業所が十分に整備されていないことが減少の要因と考えられます。

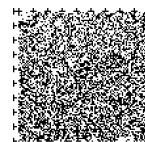
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 障害児相談支援等により利用ニーズを把握するとともに、障害児本人が通う場において、統一された支援を受けられるよう努めます。
- 保育所等訪問支援の整備については、山城南圏域で検討します。

(単位:人日/月、人/月)

		第1期			第2期			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保育所等訪問支援	見込み量	利用日数	10	10	10	2	2	2
		利用者数	5	5	5	2	2	2
	実績値	利用日数	2	2	2			
		利用者数	2	1	2			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
(5) 居宅訪問型児童発達支援

じゅうど しょうがいとう がいしゅつ いちじる こんなん しょうがいじ きょたく ほうもん はったつしえん おこな
 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサー
 ビスです。

ぜんけいかく みこ じっせきち
【前計画での見込みと実績値】

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん げんじょう ちょうない じぎょうしょ りょうじっせき
 ○居宅訪問型児童発達支援については、現状において町内に事業所はなく、利用実績
 もありません。

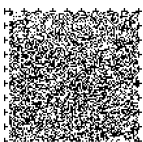
みこ りょうおよ かくほ ほうさく
【サービス見込み量及び確保の方策】

- 今後、利用ニーズがあれば、近隣事業所での受け入れを働きかけていきます。
- 居宅訪問型児童発達支援の整備については、山城南圏域で検討します。

たんい にんにち つき にん つき
 (単位: 人日/月、人/月)

			だい き 第1期			だい き 第2期		
			へいせい 平成 ねんど 30年度	れいわ 令和 がねんど 元年度	れいわ 令和 ねんど 2年度	れいわ 令和 ねんど 3年度	れいわ 令和 ねんど 4年度	れいわ 令和 ねんど 5年度
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	見 込 み 量	りょうにつう 利用日数	5	5	5	5	5	5
		りょうしやう 利用者数	1	1	1	1	1	1
	実 績 値	りょうにつう 利用日数	0	0	0	/		
		りょうしやう 利用者数	0	0	0			

れいわ ねんど じっせきち みこ すうち
 ※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(6) 障害児相談支援

障害児が通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービスです。

【前計画での見込みと実績値】

○障害児相談支援については、見込み量に比べ実績値は、いずれの年度も若干少なくなっています。

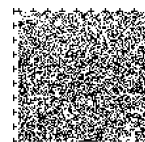
【サービス見込み量及び確保の方策】

○障害児相談支援については、庁内関係課及び町指定相談支援事業所と連携を図り、サービス利用開始前から保護者と関わっていきます。

(単位:人/月)

			第1期			第2期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	見込み量 利用者数	12	15	18	17	19	20	
	実績値 利用者数	10	12	16	/			

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に、NICU(※2)等に長期入院した後、引き続き医療的ケアが必要な児童が全国的に増加しています。そういった医療的ケアが必要な児童について、地域で必要な支援が円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、その他の関連分野の支援を行う機関が連携できる場の設置が求められています。また、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することで、医療的ケアが必要な児童が安心して暮らせる体制づくりが重要となってきています。

【前計画での見込みと実績値】

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、令和2年度の配置を見込んでいましたが、実情では配置に至っていません。

【サービス見込み量及び確保の方策】

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、山城南圏域で検討します。

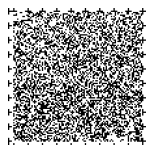
(単位:人)

			第1期			第2期		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児 に対する関連分野の 支援を調整する コーディネーターの 配置	見込み 量	はいちにんずう 配置人数	0	0	1	0	0	1
	実績 値	はいちにんずう 配置人数	0	0	0	/		

※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。

(※2) NICU……「Neonatal Intensive Care Unit(新生児集中治療室)」の略称。

新生児の治療に必要な器具を揃え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場。



4 子ども・子育て支援等の利用ニーズ

障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村では障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、及び特定地域型保育事業所(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育等)における障害児の受入れの体制整備を行うこととしています。

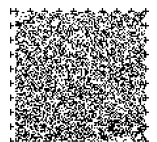
また、発達障害の早期発見・早期支援には、発達障害児及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング^(※3)等の発達障害児等及びその家族等に対する支援体制を確保することとしています。

これらの体制整備を図り、公的支援・地域支援・家族支援を併せた中で、障害に関わらず、いきいきと地域で生活できるように、支援を行います。

【第2期計画における取組内容】

- 子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について、「子ども・子育て支援」と「障害福祉」が連携を図ります。
- 保育所や放課後児童健全育成事業を利用するにあたり、保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業など、必要な支援等の提供に努めます。
- 障害児相談支援事業者のアセスメントやモニタリング内容、家族等の意向等を踏まえ、適切な場所で適切な支援が提供されるよう、関係機関と連携を図ります。
- ペアレントトレーニング等を実施し、家族等が発達障害のある児童への関わり方等を学べる機会を確保します。

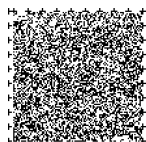
(※3)ペアレントトレーニング……発達障害のある児童の家族等が、児童の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方等関わり方を学ぶための支援



たんい にん
(単位:人)

			だい き 第1期			だい き 第2期		
			へいせい 平成 30年度	れいわ 令和 がねん 元年度	れいわ 令和 2年度	れいわ 令和 3年度	れいわ 令和 4年度	れいわ 令和 5年度
ほいくじよ 保育所	見込み量 りようしやすう 利用者数	5	5	5	4	4	4	
	実績値 りようしやすう 利用者数	4	1	1	/			
にんてい 認定こども園	見込み量 りようしやすう 利用者数	0	0	0	0	0	0	
	実績値 りようしやすう 利用者数	0	0	0	/			
ほうかごじどう 放課後児童 けんぜんいくせいじぎょう 健全育成事業	見込み量 りようしやすう 利用者数	10	13	15	8	8	8	
	実績値 りようしやすう 利用者数	8	8	6	/			
とくていちいきがた 特定地域型 ほいくじぎょう 保育事業	見込み量 りようしやすう 利用者数	2	2	2	1	1	1	
	実績値 りようしやすう 利用者数	0	0	1	/			
ペアレントトレーニング の実施	見込み量 りようしやすう 利用者数	/			5	5	5	
	実績値 りようしやすう 利用者数	/			/			

れいわ ねんど じっせきち 見込み すうち
※令和2年度の実績値は、見込みの数値です。



だい しょう けいかく すいしん む 第5章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制の確立

本計画は、町の社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。
庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、円滑な推進に努めます。

2 計画の点検・評価

令和5年度の目標に向けて、関係者が連携・共有し、成果目標及び行動指標の明確化や各年度の評価・公表を行う等、引き続き、PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)による進行管理を行います。

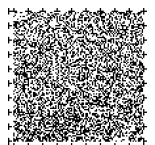
本計画に基づく施策を計画的に推進するため、「精華町地域障害者自立支援協議会」において、本計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くこととします。

3 京都府・近隣市町村等との広域連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等、多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、国が示した目標を実現していくためには、福祉施設から一般就労への橋渡しや福祉施設に対する就労継続支援の雇用型への誘導方策、保健所の協力が必要となる精神障害のある人の地域生活への移行の促進等、さまざまな課題があります。

このような障害者福祉施策の充実や制度の見直し等については、京都府や近隣市町村と協力・連携し、また、町と山城南圏域障害者自立支援協議会が役割分担をしながら、連携して問題解決に取り組んでいくこととします。



だい き せい か ちょう しょう が い ふ く し けい か く
第6期精華町障害福祉計画
だい き せい か ちょう しょう が い じ ふ く し けい か く
第2期精華町障害児福祉計画

れい わ ねん が つ
令和3(2021)年3月

へん し ゅ う はっ こ う せい か ちょう けん こ う ふ く し か ん き ょ う ぶ し ゃ か い ふ く し か
編集・発行 精華町健康福祉環境部 社会福祉課

〒619-0285 き ょ う と ふ そ う ら く ぐ ん せい か ちょう み な み い な や つ ま き た じ り ぼ ん ち
京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻70番地
でん わ 0774-94-2004 (だい ひ ょ う) 0774-95-1904 (ち ょ く つ う)
電話 (代表) (直通)
ファクス 0774-95-3974
FAX
e-mail fukushi@town.seika.lg.jp
ホームページ <https://www.town.seika.kyoto.jp/>

